

参考資料

原子力規制当局と利用関連機関の共同研究 (米国の事例)

2014年2月
資源エネルギー庁

米国原子力規制委員会(NRC)の研究に係る権限

- ・原子力の平和利用(推進と規制)と軍事利用について規定をした1954年原子力法において、NRCの研究における権限が規定されている。
- ・NRCは、その研究活動において、以下の権限を有する:
 - ①民間、公的機関または個人が研究、開発及び訓練活動を継続的に実施できるように契約、合意、融資等を行う権限(同法第31条)
 - ②NRCが自らNRCの所有する施設で実施する権限(同法第32条)
 - ③民間施設または研究所のためにNRCがNRCの所有する施設で実施することによって支援する権限(同法第33条)

<NRCの研究分野>

- (1)核反応プロセス
- (2)原子核エネルギーの理論と生産(生産に関連するプロセス、材料、デバイスを含む)
- (3)医療、生物学、農業、健康または軍事目的の特殊核物質及び放射性物質の利用
- (4)特殊核物質、原子核エネルギー及び放射性物質の利用、並びにその他の全ての目的(産業用または商業用の利用、利用可能なエネルギー発生、商業用または産業用の原子力利用の進展の実証など)による原子核エネルギーまたはそれらの物質の利用または製造に伴うプロセス
- (5)研究及び生産活動中の健康保護及び安全推進
- (6)米国のエネルギー需要を満足するための、より効率的な手法の開発による存続可能な環境の保護及び改善

NRCの研究と利益相反①

- ・NRCは研究・開発などの契約、合意または取決めを交わす相手に対し、それらを交わす前に利益相反に係る情報の提出を求め、利益相反の評価を行うことを規定。
- ・この評価により、
 - ①利益相反が存在すると考えられない場合、
 - ②契約、合意または取決めを交わすことが最大の国益となり、適切な条件を盛り込むことにより利益相反を緩和できると判断される場合、
NRCは利益相反が存在する相手とも契約、合意または取決めを交わすことが可能。
- ・また、DOE及びDOEの研究施設等の場合、利益相反の緩和が不可でもそれを正当化できれば、契約、合意または取決めを交わすことが可能。(同法第170A条)

1954年原子力法

第170A条 委託及びその他の取り決めに関する利益相反

a.原子力規制委員会は、本法律またはその他の法律に基づき、競争入札または折衝により研究、開発、評価活動の実施、または技術及び管理支援サービスに関する契約、合意またはその他の取り決めを結ぶことを提案する者に対し、そのような契約、合意または取決めを結ぶ前に、以下の観点で利益相反の可能性の有無に関わると原子力規制委員会が判断する全ての情報を原子力規制委員会に提供することを規則で要求しなければならない。

- (1)その他の活動または他の人間関係を考慮して、偏りが無い、技術的に健全、または客観的な支援または指導を行うことができるか。または、
- (2)不公平な競争の便宜が与えられているか。そのような者は、原子力規制委員会の定める規制に従い、再委託者(必需品の再委託者を除く)または1万ドルを超える再委託を受ける者が本条に従うことを保証しなければならない。

NRCの研究と利益相反②

(続き)

b. 評価 —

(1) 一般 — (2)に規定するものを除き、原子力規制委員会は、a項に基づき提供される全ての情報及びその他の原子力規制委員会が得た情報を評価して以下を確認しない限り、いかなる契約、合意または取決めも交わしてはならない。

(A) 利益相反が存在するとは考えられない。または、

(B) 契約、合意または取決めに適切な条件が盛り込まれており、利益相反は回避されている。利益相反が存在し、適切な条件を盛り込むことにより利益相反を回避することができないと原子力規制委員会が判断する場合を除き、その契約、合意または取決めを交わすことが合衆国の最大の利益になり、利益相反を緩和するため適切な条件が契約、合意または取決めに盛り込まれていると原子力規制委員会が判断するなら、原子力規制委員会は、その契約、合意または取決めを交わして良い。

(2) 原子力規制委員会 — 利益相反の有無に係らず、原子力規制委員会が以下と判断する場合、原子力規制委員会はエネルギー省またはエネルギー省施設の運営者と契約、合意または取決めを交わして良い。

(A) 利益相反を緩和することができない。及び、

(B) 利益相反を緩和せずとも進めることを適切に正当化できる事由がある。

NRCとDOEの共同研究①

- ・ 1999年、NRCとDOEは原子力安全の共同研究に関する方針を記した覚書について署名を交わした。(2009年に改定)
- ・ 共同研究活動の全体的な調整、統合、優先順位付けは双方の幹部を含む運営チームを通じて行い、共同研究の新しい候補の可能性のレビューも実施。
- ・ 共同研究プログラムにおいては、利益相反を回避するため、基本的なデータの取得に焦点を当て、特定の規制課題の解決策やデータを規制に適用した結論は扱わないこととした。

NRCとDOEの原子力安全に関する共同研究の覚書(1999年)

Article 1 両組織の責務

1.2 可能性のある共同研究トピックスの選定

以下の要因を考慮して、可能性のある共同研究プログラムを特定し優先順位を決める。

- － 研究トピックスへのNRC及びDOE双方の関心
- － 研究の最終結果の有用性
- － リスク低減への寄与
- － 費用対効果
- － 適時性

NRCとDOEの共同研究②

(続き)

Article 2 共同研究のガイドライン

- 2.1 組織の利益相反を回避できるように共同研究プログラムを構築しなければならない。一般に、これは、共同研究プログラムが特定の規制課題の解決策またはデータを規制に適用した結論ではなく、基本的なデータの必要性に焦点を当てることにより達成される。規制課題の解決策の策定またはデータの規制への適用は、本覚書の対象外であり、NRCとDOEが独立して遂行しなければならない。
- 2.7 各組織への共同研究プログラムの費用は、一般にその組織の研究成果に比例するものとする。サービスの価値(例、委託、プログラム管理)またはその他寄与した業務と同様に寄付金について費用共有の配分を検討できる。これらには、各組織が委託する共同プロジェクト、研究を運営・遂行する共同プロジェクト、結果を共有する共同プロジェクトが含まれる。

NRCとEPRIの共同研究①

- ・ 2007年、NRCとEPRIは原子力安全の共同研究に関する方針を記した覚書について署名を交わした。
- ・ 共同研究活動の運営は、状況を把握しているプロジェクトマネージャ及び／またはNRCスタッフとEPRI職員で構成する技術審査グループによって運営。
- ・ 独立を維持し、利益相反を回避するため、共同研究プログラムから得られたデータもしくは規制または規制ガイダンスに対するデータの適用に関して、共同で結論を導いてはならない。

NRCとEPRIの原子力安全に関する共同研究の覚書(2007年)

Article 1 両組織の責務

1.3 共同研究プログラムの運営:

- b. 共同研究プログラムの選定: NRCとEPRIは、NRCと産業界の関心のある共同研究プログラムを特定する。可能性のあるプログラムを選定する際に考慮するファクターを以下に示す。
- そのテーマに対する相互の関心
 - 研究結果の応用性
 - プラント安全性への寄与
 - リスク低減への影響
 - 資源を有効活用する機会
 - 適時性

共同研究の分野特定後、プログラムの技術要件(目的、スコープ、アプローチ及び品質保証要件を含む)及び両組織の役割と責任に双方が合意すれば、共同研究プログラムを実施してすることができる。

NRCとEPRIの共同研究②

(続き)

1.3 共同研究プログラムの運営:

f. 連邦規則または規制との矛盾の回避: 独立した組織としてのNRCの役割は維持されなければならない。ここに記載したあらゆる契約内容または補遺に反するにも係らず、共同研究プログラムに関する協力、承認、関与またはNRCスタッフのガイダンスは、いかなる方法(特に規則作成、許認可または裁判手順)でもNRCを束縛してはならない。本覚書もしくは補遺では「合意」という単語または「shall」や「will」のような強制力のある言葉を使用している箇所もあるが、それに強制的な義務を持たせようという意図はなく、どちらかの組織に活動を強制できる権利は発生しない。EPRIはNRCに対する助言組織としての役割を果たしてはならない。NRCの規制の独立性を維持するため、両組織は共同研究プログラムから得られたデータの結果または関連事項を合同で解釈してはならない。EPRIは、NRCの上級マネジメント担当者の事前承認を得ずに、共同研究プログラムまたはその関連研究、報告書、出版物をNRCが承認またはエンドースしたことを示す見解を、研究、公開資料、報告書または出版物に主張または公表してはならない。

Article 2 共同研究のガイドライン

2.1 各共同研究プログラムの目的は、研究データを得ることではない。独立を維持し、利益相反を回避するため、また、たとえ利益相反がある場合でも、NRCとEPRIは、共同研究プログラムから得られたデータもしくは規制または規制ガイダンスに対するデータの適用に関して、共同で結論を導いてはならない。NRCとEPRIは、意思決定者が利用できることを確認するためのデータの確認と検証を協力して実施してよい。既存の規制または新たな規制に対するデータの適用可能性及び影響を検討する規制上の解析は、独立して実施しなければならない。